

大総務第 71 号
令和 2 年 9 月 18 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市総務局長 谷川 友彦
(担当：行政部総務課法人グループ)

報告書

令和 2 年 8 月 31 日付けで大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」という。）第 13 条第 6 項の規定に基づき大阪市都市交通局長から大阪市高速電気軌道株式会社の中期計画の内容の報告がありましたので、要綱第 13 条第 8 項の規定に基づき報告します。

なお、要綱第 13 条第 7 項の規定に基づく、大阪市総務局長からの意見は添付資料「意見書」のとおりです。

（添付資料）

- ・ 中期計画の概要
- ・ 中期計画
- ・ 意見書

【中期計画の概要】

団体名	大阪市高速電気軌道株式会社	所管所属名	都市交通局
-----	---------------	-------	-------

1. 当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

市営地下鉄事業を民営化し当該法人に事業を移管するに際して、本市が策定した「地下鉄事業株式会社化（民営化）プラン」の内容を着実に実現すること。

中期目標	中期計画						
2. 期間							
令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間	令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間						
3. 外郭団体の事業経営の具体的な内容							
これまで構築してきた密な市内交通ネットワークの基盤を活かし、本業である鉄道事業を安定的に運営し、その価値を向上させる経営を推進することによって、鉄道利用者に寄り添い、最高の安全・安心を追求すること。 上記の観点をつまえ、本業である鉄道事業における豊富かつ安定的な収益と経営効率化によって、ホーム柵設置とバリアフリールートの複線化にかかる所要の投資額を確保しながら着実に整備していくこと。	ホーム柵の設置を進め、最終年度までに全133駅で設置する。バリアフリールートの複線化（エレベーターの増設）については、最終年度までに18駅を整備する。						
4. 中期目標・計画（期間）における外郭団体の各事業年度の事業経営についての目標							
【指標の例】 下記指標及び目標に同じ	指標Ⅰ	ホーム柵の設置駅数					
	評価対象期間	令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間					
	目標値	御堂筋線 2021年度まで 全20駅	谷町線 2025年度まで 全26駅	四つ橋線 2024年度まで 全11駅	中央線 2024年度まで 全14駅	堺筋線 2022年度まで 全10駅	
【参考】行政目的又は施策によって実現しようとする状態を示す指標及び目標（※大阪市）							
指標	・ホーム柵の設置の駅数 ・バリアフリールートの複線化（エレベーターの増設）の駅数	指標Ⅱ	バリアフリールートの複線化（エレベーター増設）の駅数				
		評価対象期間	令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間				
目標値	【ホーム柵】最終年度までに全133駅（中期目標期間中に77駅の増） 御堂筋線：令和3（2021）年度まで 中央線：令和6（2024）年度まで 四つ橋線、堺筋線、谷町線：令和7（2025）年度まで 【エレベーター増設】最終年度までに18駅（中期目標期間中に17駅の増）	目標値	施工対象駅				
		目標値	最終年度まで 18駅				

【中期計画の概要】

団体名	大阪市高速電気軌道株式会社	所管所属名	都市交通局
-----	---------------	-------	-------

5. 「事業経営評価等に関する指針」において中期計画に定めることとした各事業年度の財務運営についての目標						6. 所管所属の見解
指標Ⅰ	未定					・事業経営の指標については、次の2つの理由から、総括的な記載となっているが、状況等を鑑み、やむを得ない考える。 1つは、工事の性質上、具体の工程を年度ごとに分け難いため。 現地調査、設計、機器製作、関係先（相互直通事業者、埋設企業体等）との協議・調整、工事施工、工程管理、竣工まで、単年度で完結しない複数年度にわたる取り組みを、長期にわたり繰り返し継続するものであり、年度別の記載が難しい。 2つは、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期が不明な中、各事業に与える影響を予測することが非常に困難な状況にあるため。 しかしながら、本市外郭団体の監理趣旨をふまえ、会社として合理的な事業計画（年度計画）を策定するタイミングに合わせて、できる限り適切な指標を設定できるよう調整してまいりたい。 ・財務運営の目標については、営業利益等の目標が設定できない状況にあるが、状況等を鑑み、やむを得ない考える。 Osaka Metro Groupにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期が不明な状態が続いている中、業績に与える影響を予測することが非常に困難な状況にあることから、営業利益や業績見通し等を「未定」としているため。 現在、社内で事業計画（年度計画）等の検討が進められており、今後業績見通し等の合理的な算出が可能となったタイミングに合わせて、できる限り適切な目標を設定できるよう調整してまいりたい。
(指標の説明)						
目標値						
	未定					
指標Ⅱ						
(指標の説明)						
目標値						

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標（中期目標）にかかる中期計画

1 外郭団体名

大阪市高速電気軌道株式会社

2 所管所属名

都市交通局

3 都市交通局の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業運営の実施に関する事項

(1) 都市交通局の中期目標の期間

令和2（2020）年5月1日から令和8（2026）年3月31日までの6年間

(2) 都市交通局の行政目的又は施策の具体的な内容

市営地下鉄事業を民営化し当該法人に事業を移管するに際して、本市が策定した「地下鉄事業株式会社化（民営化）プラン」の内容を着実に実現すること。

(3) 中期目標の期間終了時において(2)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

民営化プランに基づき、市内交通ネットワークを持続的・安定的に維持し、「人にやさしい地下鉄」としての安全対策、バリアフリーに対する取組みを着実に実現している状態。

(4) (3)の達成に向けた当社の取組み

ア ホーム柵の設置駅数

最終年度までに全133駅（中期目標期間中77駅の増）

御堂筋線：令和3（2021）年度まで 全20駅（※1）

谷町線：令和7（2025）年度まで 全26駅（※2）

四つ橋線：令和6（2024）年度まで 全11駅

中央線：令和6（2024）年度まで 全14駅

堺筋線：令和4（2022）年度まで 全10駅（※3）

心斎橋・天王寺（※1）、東梅田（※2）、堺筋本町設置済（※3）

千日前線、長堀鶴見緑地線、今里筋線、ニュートラムは全駅設置済

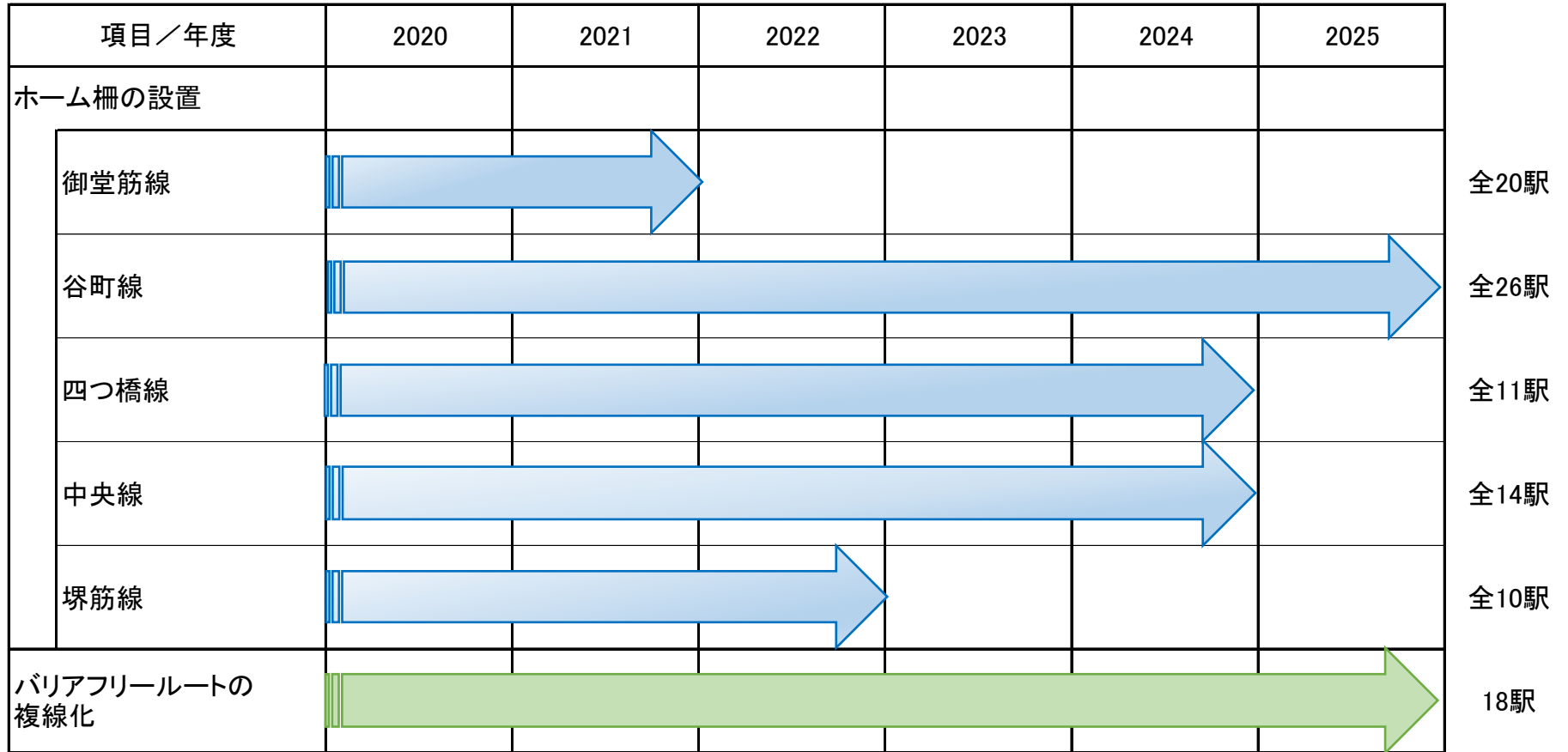
イ バリアフリールートの複線化（エレベーター増設）の駅数

最終年度までに18駅

4 制定日

2020年8月31日

Osaka Metro中期計画の実績目標(案)



※ 千日前線・長堀鶴見緑地線・今里筋線・ニュートラムは全駅設置済

※ 御堂筋線 心斎橋・天王寺、谷町線 東梅田、堺筋線 堺筋本町駅で設置済

令和2年9月18日

都市交通局長 様

総務局長

(担当：行政部総務課法人グループ)

意見書

令和2年8月31日付け「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱の規定に基づく中期計画の報告について」により報告のありました大阪市高速電気軌道株式会社（以下「本件団体」といいます。）に係る中期計画（以下「本件計画」といいます。）の内容について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」という。）第13条第7項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

1 意見

外郭団体である本件団体の所管所属として、要綱第13条の規定による中期計画作成の趣旨を十分に踏まえ、中期目標に示された内容及び目標を達成する具体的な道筋・工程について、現時点においてこれを明らかにすることができないとしても、明らかにできない理由や明らかにする時期等を明記するなど、本件計画が中期計画を作成する趣旨にのっとったものとなるように、本件団体に対し、その内容について再検討するよう求めるべきである。

2 理由

本件計画における本件団体の事業経営の具体的な内容及び各事業年度の目標については、本市の中期目標に示された内容及び目標がほぼそのまま記載されているのみで、当該目標を具体的にどのようにして達成していくのかについての具体的な事業活動の取組内容並びにその指標及び年度ごとの目標値が記載されていない。

このことについて貴局は、①工事の性質上、具体の工程を年度ごとに分け難いこと、②新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期が不明な中、各事業に与える影響を予測することが非常に困難な状況にあること、を理由にやむを得ないとしている。

そもそも中期計画を作成する趣旨は、中期目標の期間内に中期目標に示された目標をどのように達成していくのかについて、当該期間を見通した各外郭団体の事業経営を監理するため、当該期間における目標達成に向けた具体的な道筋・工程を明らかにするものである。

しかるところ、前記①の理由のように年度ごとに工程を分け難いことを理由に、中期計画に定める中期目標に示された目標をどのように達成していくのかについての具体的な道筋・工程が記載できないということになれば、当該目標がどのようにして達成されるのかについての具体的な計画は一切ないまま中期目標の期間の終了を迎えるということになるが、そもそも本件

団体が事業体の事業運営としてそのような方法を採用ことは通常考えられないとともに、中期目標の期間を見通した本件団体の事業の監理ができず毎年度の本件団体が作成する年度計画を通じてしか事業の監理ができなくなり、結局、中期目標に示した目標が達成できるかどうかは、各年度に本件団体が作成する年度計画の内容に委ねざるを得ず、外郭団体の監理の一環として当該外郭団体と協議して中期計画を作成することとしている趣旨が没却されることになる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期が不明な中、各事業に与える影響を予測することが非常に困難な状況にあるという前記②の理由については、現時点では理解できるが、こうした状況が中期目標の期間の終了時まで継続するという前提でない限り、本件団体は事業体として中期目標の期間内のいずれかの時点で中期目標に示した目標の達成に向けた事業の具体的な道筋・工程を決定して取り組むことになると考えられる。

こうしたことからすれば、本件計画は、現時点で明らかにできないことをそのまま中期目標の期間を通じて明らかにできないものと位置づけて作成されているものと考えられ、中期目標の期間を見通した本件団体の事業経営を監理するため、当該期間における目標達成に向けた具体的な道筋・工程を明らかにするという中期計画を作成する趣旨についての十分な理解がされないまま作成されたように思われる。

本件計画は中期目標の期間を前提にした中期計画である以上、仮に現時点で中期目標に示された目標を達成するための具体的な道筋・工程を決定することができないとしても、少なくとも、その理由及び中期目標の期間のどの段階で具体的な道筋・工程を決定するのかを明らかにし、その上で、具体的な道筋・工程を決定することができる段階で本件計画の改定をすべきである。

以上の理由により、本件団体の所管所属として、本件団体を通じて本市の施策目的を達成するために本件団体の事業経営の監理を適正かつ効果的に行っていく観点から、本件団体に対し、本件計画が要綱第 13 条の規定による中期計画作成の趣旨にのっとったものとなるように、その内容について再検討するよう求めるべきである。